

令和3年度

主要事務事業

都市整備常任委員会

都市整備領域

新実施計画（後期）の推進

| | |
|------------------|-------|
| 基本計画重点政策に基づく取組み | 1 ページ |
| 基本計画分野別政策に基づく取組み | |
| 行政経営改革の取組み | 2 ページ |

令和3年度主要事務事業

都市整備領域

| 区分 | 事務事業名及び所管課 | 3年度事業(目標) | 3年度当初予算 千円 | 事務事業の内容及び手法 |
|----|--------------|--|---------------|---|
| | 新実施計画(後期)の推進 | 「新実施計画(後期)平成30年度(2018年度)~令和3年度(2021年度)」の目標達成に向けて、都市整備領域に関連する基本計画重点政策に基づく取組み、基本計画分野別政策に基づく取組み、行政経営改革の取組みを着実に推進する。 | | <p>1. 基本計画重点政策に基づく取組み</p> <p>(1) 高齢者・障害者等の在宅生活を支え、孤立させないための地域包括ケアシステムと住まい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な住まいづくりと居住支援 <p>(2) 安全で災害に強いまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅密集地域の解消 ・建築物の耐震化の促進 ・狭あい道路拡幅整備の促進 ・豪雨対策の推進 ・公園・緑地の計画的な整備 ・道路ネットワークの計画的な整備 <p>(3) 自然の恵みを活かして小さなエネルギーで暮らす豊かなまちの実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世田谷らしいみどりの保全・創出 <p>(4) 豊かなコミュニティ活動の発展と住民自治の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区街づくりの推進 <p>2. 基本計画分野別政策に基づく取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・魅力ある風景づくりの推進 ・魅力あるにぎわいの拠点づくり ・無電柱化の推進 ・公共交通環境の整備 ・連続立体交差事業等による安全安心の拠点づくり |

令和3年度主要事務事業

都市整備領域

| 区分 | 事務事業名及び所管課 | 3年度事業（目標） | 3年度当初予算 千円 | 事務事業の内容及び手法 |
|----|------------|-----------|---------------|---|
| | | | | 3．行政経営改革の取組み (1) 行政経営改革10の視点に基づく取組み ・寄附文化の醸成とふるさと納税対策の推進 ・うままちプロジェクト（馬事公苑界わい魅力向上の取組み） ・クラウドファンディングの活用 ・公園を活用した税外収入の確保 (2) 公共施設等総合管理計画に基づく取組み ・舗装更新計画に基づく取組み ・公園等長寿命化改修計画に基づく取組み ・橋梁長寿命化修繕計画に基づく取組み |

各総合支所街づくり課

北沢総合支所拠点整備担当課

令和3年度主要事務事業

各総合支所街づくり課・北沢総合支所拠点整備担当課

| 区分 | 事務事業名及び所管課 | 3年度事業(目標) | 3年度当初予算 千円 | 事務事業の内容及び手法 |
|----|--|--|---------------|--|
| | 安全で災害に強いまちづくり *木造住宅密集地域の解消 (世田谷街づくり課) (北沢街づくり課) | 密集事業 木造住宅密集地域において、道路・公園の整備、建築物の不燃化を進めることにより、災害に強い街づくりを推進する。 世田谷街づくり課 ・世田谷・若林地区 用地取得 5件 ・太子堂・三宿地区 用地取得 3件 ・上馬・野沢地区 用地取得 1件 | 162,903 | <ul style="list-style-type: none"> ・防災性及び住環境の向上を図るため、国の社会資本整備総合交付金(住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型))及び東京都木造住宅密集地域整備事業補助金を活用し、道路や公園等の公共施設の整備を行うとともに、老朽木造建築物等の不燃化を推進する。 ・建替えに伴い用地買収する路線を中心に、木造住宅密集地域の危険性や防災に関する啓発・情報提供を行うなど、災害に強い基盤整備に向けた防災街づくりの機運醸成を図る。 ・世田谷・若林地区 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 地区防災施設において、建替えに合わせた用地取得を行う。 ・太子堂・三宿地区 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 三太通りにおいて、用地測量・補償調査・用地取得交渉を行う。 ➢ 道路整備を見据えた道路設計・築造のための調整を行う。 ・上馬・野沢地区 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 主要区画道路において、建替えに合わせた用地取得を行う。 |

令和3年度主要事務事業

各総合支所街づくり課・北沢総合支所拠点整備担当課

| 区分 | 事務事業名及び所管課 | 3年度事業（目標） | 3年度当初予算 千円 | 事務事業の内容及び手法 |
|----|------------|--|---------------|--|
| | | <p>地区防災不燃化促進事業 不燃化特区制度実施地区内の防災生活道路の整備と当該道路沿道建築物の不燃化を加速する。 （令和7年度まで）</p> <p>北沢街づくり課 ・北沢三・四丁目地区</p> <p>不燃化特区制度 木造住宅密集地域のうち、特に改善を要する地区（不燃化特区制度実施地区）において、老朽木造建築物等の除却・建替え等を促進し、令和7年度までに延焼による焼失ゼロ（不燃領域率70%）を目指す。</p> | 846 | <ul style="list-style-type: none"> ・不燃化特区制度実施地区内の特定の防災生活道路沿道で、東京都地区防災不燃化促進事業補助金を活用し、「道路拡幅に協力すること」を要件として、老朽木造建築物の建替えを行う場合に、建替え工事費用の一部を助成することで、道路の整備と沿道建築物の不燃化を推進する。 ・不燃化特区制度実施地区のうち、目標である不燃領域率70%を達成した太子堂・三宿地区を除く4地区において、東京都不燃化特定整備事業補助金を活用し、老朽木造建築物等の除却・建替え等の費用助成により、建築物の不燃化を促進する。 また、建替え等に伴う様々な相談に対応するため、建築士、弁護士、ファイナンシャルプランナー等専門家による出張相談による支援を行う。 ・不燃化特区制度の周知や防災街づくりの機運醸成・啓発のため、防災街づくり通信の発行等を行う。 また、5地区において、新たに無接道敷地等での不燃化建替えに向けた取組みの検討を行う。 |

令和 3 年 度 主 要 事 務 事 業

各総合支所街づくり課・北沢総合支所拠点整備担当課

| 区 分 | 事務事業名及び所管課 | 3 年度事業（目標） | 3 年度当初予算 | 事務事業の内容及び手法 |
|-----|---------------------|---|---------------|--|
| | | 世田谷街づくり課 ・太子堂・三宿地区 ・区役所周辺地区（区役所北部地区、世田谷・若林地区） ・太子堂・若林地区 | 千円 275,969 | |
| | | 北沢街づくり課 ・太子堂・三宿地区（池尻四丁目のみ） ・北沢三・四丁目地区 ・北沢五丁目・大原一丁目地区 ・区役所周辺地区（豪徳寺駅周辺地区） | 252,205 | |
| | 地先道路の整備 （各街づくり課） | 防災性の向上など、地域街づくりを行うための基盤整備として、幅員 6 m 以上の地先道路を整備する。 | | せたがや道づくりプラン及び各地区の地先道路整備計画に基づき、防災性の向上や危険箇所の局所改良を図るため、地先道路整備を推進する。 |
| | | 世田谷街づくり課 用地取得 2 件 | 30,289 | ・東鉄 9 付 4 号線及び 5 号線について、用地取得交渉を進めるとともに、道路整備に向けた設計・調整を行う。 |
| | | 北沢街づくり課 用地取得 3 件 | 90,490 | ・委託業者への調査・補償交渉委託により、地先道路の整備を推進する。（茶沢通り B 区間、東鉄 10 付 9 号線） |

令和 3 年 度 主 要 事 務 事 業

各総合支所街づくり課・北沢総合支所拠点整備担当課

| 区 分 | 事務事業名及び所管課 | 3 年度事業（目標） | 3 年度当初予算 千円 | 事務事業の内容及び手法 |
|-----|------------|------------|----------------|--|
| | | 玉川街づくり課 | 16,820 | <ul style="list-style-type: none"> ・京王線連続立体交差事業を契機として、にぎわいの創出や防災広場機能を併せ持った駅前広場の用地取得交渉を行う。（下高井戸駅） ・玉川三丁目地区主要区画道路C 関係部署と連携して既買収地の早期整備を図るとともに、今後も継続して国費を導入し、地権者の方々には道路事業への理解を得られるように用地買収交渉を進め、土地開発公社による用地買収を図る。 ・奥沢三丁目33番先奥沢駅前道路拡幅事業 外部委託機関や関係機関との連携を強化し、地権者の方々に道路事業への理解を得られるように用地買収交渉を継続し、土地開発公社による道路用地買収を図る。 ・瀬田五丁目地先道路新設拡幅整備事業 路線南側の道路用地交換取得に向けた地権者との各種交渉・調整を行う。 |

令和3年度主要事務事業

各総合支所街づくり課・北沢総合支所拠点整備担当課

| 区分 | 事務事業名及び所管課 | 3年度事業(目標) | 3年度当初予算 | 事務事業の内容及び手法 |
|----|------------|--------------------|---------------|---|
| | | 砧街づくり課 用地取得 6件 | 千円 181,922 | <ul style="list-style-type: none"> ・大蔵地区は、地区計画に基づき区画道路の用地取得を行う。事業を推進するため、国の社会資本整備総合交付金(密集市街地防災事業、住宅市街地総合整備事業)を活用する。 ・その他の地先道路についても、砧地域地先道路整備計画に基づき順次取得を進める。 |
| | | 烏山街づくり課 用地取得 2件 | 72,192 | <ul style="list-style-type: none"> ・粕谷二丁目 狭あいな通学路の拡幅に向け、用地取得を行う。 ・北烏山四丁目(下本宿通り) せたがや道づくりプランに歩道整備を位置づけており、歩道環境の整備に向け用地取得を行う。 ・八幡山三丁目 地区計画の区画道路の新設に向け、必要な調査を行う。 ・上北沢五丁目(上北沢給水所) 給水所改築に伴う歩道設置に向けて必要な調査を行う。 |

令和3年度主要事務事業

各総合支所街づくり課・北沢総合支所拠点整備担当課

| 区分 | 事務事業名及び所管課 | 3年度事業（目標） | 3年度当初予算 千円 | 事務事業の内容及び手法 |
|----|---|--|---------------|--|
| | <p>駅周辺街づくりの推進 （世田谷街づくり課） （北沢街づくり課） （砧街づくり課）</p> | <p>小田急線及び京王線連続立体交差事業を契機とする駅周辺地区街づくり 駅周辺地区において、交通結節機能の強化や快適な歩行空間の確保、防災性の向上や商業・業務機能の活性化を促進し、地域生活拠点に相応しい街づくりを推進する。</p> <p>世田谷街づくり課 ・千歳船橋駅周辺地区街づくり側道等の事業推進</p> <p>北沢街づくり課 ・明大前駅周辺地区街づくり事業の推進</p> | <p>4,418</p> | <p>・上祖師谷七丁目（第一生命関連）広域避難場所、緑の拠点へのアクセス道路の整備に向け、必要な調査を行う。</p> <p>国の社会資本整備総合交付金（住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型））等を活用し、各駅周辺地区の地区街づくり計画等に基づく駅前広場、区画道路、公園等の整備を進める。</p> <p>・東鉄9付4号線及び5号線について、用地取得を進めるとともに、道路整備に向けた設計・調整を行う。</p> <p>・京王線連続立体交差事業の動向を踏まえ、明大前駅周辺の歩行者導線等について、整理検討する。</p> |

令和3年度主要事務事業

各総合支所街づくり課・北沢総合支所拠点整備担当課

| 区分 | 事務事業名及び所管課 | 3年度事業(目標) | 3年度当初予算 | 事務事業の内容及び手法 |
|----|------------|---|--------------------------------|---|
| | | 砧街づくり課 ・千歳船橋駅周辺地区 街づくり側道等の事業推進及び新防火区域の指定 ・祖師ヶ谷大蔵駅周辺地区 駅前広場整備及び小広場の整備 ・成城学園前駅周辺地区 駅周辺街づくりの推進 | 千円 13,003 10,685 | <ul style="list-style-type: none"> ・東鉄9付5号線の用地取得を進める。また、地区内小広場の整備にあたっては、用地取得に向けた補償調査等を行う。 ・東京都建築安全条例に基づく新防火規制区域として指定する。 ・地区街づくり計画に基づき、駅前広場及び小広場の整備について、関係部署と連携し、事業を推進する。また、駅南側祖師谷通りの無電柱化の検討を行う。 ・成城学園前駅北側商店街通り整備について、土木部と連携し、事業を推進する。 |

令和 3 年 度 主 要 事 務 事 業

各総合支所街づくり課・北沢総合支所拠点整備担当課

| 区 分 | 事務事業名及び所管課 | 3 年度事業（目標） | 3 年度当初予算 千円 | 事務事業の内容及び手法 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------|--|---|----------------|---|------------|-----|----|----|---|----|------|----|---|----|----|----|----------------|---|---|---|---|---|--------|---|---|---|---|---|--------------------------|------------|------------|------------|------------|------------|-----|----|----|---|----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | <p>豊かなコミュニティ活動の発展と住民自治の推進 * 地区街づくりの推進 (各街づくり課)</p> | <p>地域の特性に応じた良好な市街地を形成するため、地区街づくり計画及び地区計画（以下、「地区計画等」という。）を活用した街づくりを推進する。</p> | 6,240 | <p>地区特性に応じた良好な市街地を形成するため、地区計画等の策定及び街づくり誘導地区の指定を行う。 これらの地区では、都市計画法及び街づくり条例に基づく届出、協議、勧告等により良好な建替えを誘導するとともに、区画道路等の地区施設の整備を進める。</p> <p>地区計画等（策定済み地区）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>世田谷</th> <th>北沢</th> <th>玉川</th> <th>砧</th> <th>烏山</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地区計画</td> <td>11</td> <td>8</td> <td>11</td> <td>27</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>防災街区整備 地区計画</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>沿道地区計画</td> <td>6</td> <td>3</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>地区街づくり計画 (内、街づくり誘導地区)</td> <td>25 (23)</td> <td>15 (15)</td> <td>18 (17)</td> <td>33 (28)</td> <td>26 (18)</td> </tr> </tbody> </table> <p>令和 2 年度届出件数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>世田谷</th> <th>北沢</th> <th>玉川</th> <th>砧</th> <th>烏山</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>331</td> <td>378</td> <td>102</td> <td>392</td> <td>229</td> </tr> </tbody> </table> <p>・地域住民との街づくり懇談会等を実施し、地区街づくり計画等の策定に向けた検討を行う。</p> | | 世田谷 | 北沢 | 玉川 | 砧 | 烏山 | 地区計画 | 11 | 8 | 11 | 27 | 19 | 防災街区整備 地区計画 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 沿道地区計画 | 6 | 3 | 6 | 4 | 3 | 地区街づくり計画 (内、街づくり誘導地区) | 25 (23) | 15 (15) | 18 (17) | 33 (28) | 26 (18) | 世田谷 | 北沢 | 玉川 | 砧 | 烏山 | 331 | 378 | 102 | 392 | 229 |
| | 世田谷 | 北沢 | 玉川 | 砧 | 烏山 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地区計画 | 11 | 8 | 11 | 27 | 19 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 防災街区整備 地区計画 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 沿道地区計画 | 6 | 3 | 6 | 4 | 3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地区街づくり計画 (内、街づくり誘導地区) | 25 (23) | 15 (15) | 18 (17) | 33 (28) | 26 (18) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 世田谷 | 北沢 | 玉川 | 砧 | 烏山 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 331 | 378 | 102 | 392 | 229 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | <p>世田谷街づくり課 ・太子堂五丁目・若林二丁目地区 地区街づくり計画等の策定に向けた検討</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

令和3年度主要事務事業

各総合支所街づくり課・北沢総合支所拠点整備担当課

| 区分 | 事務事業名及び所管課 | 3年度事業(目標) | 3年度当初予算 千円 17,027 | 事務事業の内容及び手法 |
|----|------------|--|-------------------------|---|
| | | 北沢街づくり課 ・代田地区 地区街づくり計画の策定に向けた検討 ・代田橋駅周辺地区 地区街づくり計画の実現に向けた活動の支援 ・明大前駅周辺地区 地区街づくり計画の実現に向けた活動の支援 ・明大前駅北東側地区 地区計画等の策定に向けた検討 ・下高井戸駅周辺地区 地区計画等の策定に向けた検討 ・桜上水駅周辺地区 地区街づくり計画の実現に向けた活動の支援 | 千円 17,027 | <ul style="list-style-type: none"> ・代田地区全体(1～6丁目)を対象とした街づくり協議会の活動に必要な支援を行い、地区街づくり計画の策定に向けた検討に取り組む。 ・地区街づくり計画の実現に向けて、街づくり協議会などの活動に必要な支援を行う。 ・地区街づくり計画の実現に向けて、街づくり協議会などの活動に必要な支援を行う。 ・京王線連続立体交差事業の進捗に併せ、駅周辺の魅力ある商業環境を形成するため、地区計画等の策定に向けた検討を行う。 ・京王線連続立体交差事業の進捗に併せ、駅周辺の魅力ある商業環境を形成するため、地区計画等の策定に向けた検討を行う。 ・地区街づくり計画の実現に向け、街づくり協議会の活動に必要な支援を行う。 |

令和3年度主要事務事業

各総合支所街づくり課・北沢総合支所拠点整備担当課

| 区分 | 事務事業名及び所管課 | 3年度事業(目標) | 3年度当初予算 千円 | 事務事業の内容及び手法 |
|----|------------|---|---------------|---|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・放射23号線沿道地区 地区計画等の策定に向けた検討 ・補助26号線沿道地区 地区計画等の策定に向けた検討 玉川街づくり課 ・二子玉川地区 エリアマネジメント活動の支援 ・「二子玉川まちづくりへの基本的考え方(まちづくり基本方針)」の改定 砧街づくり課 ・祖師谷二丁目周辺地区 一団地の住宅施設の廃止及び地区計画等策定に向けた検討 | 12,361 | <ul style="list-style-type: none"> ・放射23号線の整備に併せ、沿道の適正な土地利用の実現と後背地の住環境を維持するため、地区計画策定及び用途地域等変更手続きを行う。 ・補助26号線の整備に併せ、沿道の適正な土地利用の実現と後背地の住環境を維持するため、街づくり懇談会を開催し、地区計画等の策定に向けた検討を行う。 ・二子玉川地区においては、地域住民と事業者が協働して、良好な環境や価値を維持・向上させるための主体的な取組みであるエリアマネジメント活動に対し、必要な支援を行っていく。 ・都市整備方針等、現在の区の上位方針と整合性を図る。再開発も完了し、二子玉川駅の周辺で進められている整備等を含め、広域的な視点からまちづくりを検討するため、まちづくり基本方針の改定に取り組む。 ・公社団地建替えに併せ、一団地の住宅施設の廃止や良好な住環境の形成を目的とした地区計画等の検討に継続して取り組む。 |

令和 3 年 度 主 要 事 務 事 業

各総合支所街づくり課・北沢総合支所拠点整備担当課

| 区 分 | 事務事業名及び所管課 | 3 年度事業（目標） | 3 年度当初予算 千円 | 事務事業の内容及び手法 |
|-----|------------|--|----------------|---|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・外環道東名ジャンクション 周辺地区 地区計画等策定に向けた 検討 ・補助 2 1 6 号線（大蔵 期） 沿道地区 地区計画等策定に向けた 検討 烏山街づくり課 ・千歳烏山駅周辺地区 地区計画等策定に向けた 検討 ・北烏山二・三丁目地区 一団地の住宅施設の廃止 及び地区計画等策定に向け た検討 ・上祖師谷二丁目補助 5 4 号 線沿道地区 地区計画等策定に向けた 検討 | 19,826 | <ul style="list-style-type: none"> ・外環事業を契機として良好な市街地の形成を図るため、地区計画（修正素案）説明会等を開催し、都市計画法第 1 6 条縦覧等の都市計画法上の手続きを進め、地区計画等の策定に取り組む。 ・補助 2 1 6 号線の整備に併せ、沿道の適正な土地利用の実現と後背地の住環境を維持するため、都市計画法第 1 6 条及び第 1 7 条の公告・縦覧の手続きを進め、地区計画等の策定を行う。 ・都市計画法上の手続きを進め、地区計画等の策定に取り組む。 ・公社団地（一部分譲含む）の建替えを契機とした街づくりに向け、素案説明会及び原案説明会を実施するなど、地区計画等の策定に取り組む。 ・補助 5 4 号線の整備に併せ、沿道の適正な土地利用の誘導に向け、素案説明会及び原案説明会を実施するなど地区計画等の策定に取り組む。 |

令和 3 年 度 主 要 事 務 事 業

各総合支所街づくり課・北沢総合支所拠点整備担当課

| 区 分 | 事務事業名及び所管課 | 3 年度事業（目標） | 3 年度当初予算 千円 | 事務事業の内容及び手法 |
|-----|----------------------------------|--|----------------|---|
| | ユニバーサルデザインの まちづくり (各街づくり課) | <p>ユニバーサルデザイン生活環境整備の推進のため、既存の民間施設の生活環境の整備を図る。</p> <p>ユニバーサルデザイン環境整備推進地区の取組みを進める。</p> | 千円 | <p>ユニバーサルデザインを推進するため、小規模店舗等の既存民間建築物の出入口やトイレの改善を促進するよう、その経費の一部を補助する。また、商店や商店街等を対象としたベンチ設置費用の助成を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1．小規模店舗等助成 2．ベンチ設置に対する助成 <p>まちなかの座れる場所やトイレ等、気軽に出歩きたくなるまちの情報発信に取り組み、ユニバーサルデザインの普及啓発を推進する。</p> |

令和 3 年 度 主 要 事 務 事 業

各総合支所街づくり課・北沢総合支所拠点整備担当課

| 区 分 | 事務事業名及び所管課 | 3 年度事業（目標） | 3 年度当初予算 | 事務事業の内容及び手法 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|---|--|---------------------|--|----|-----|----|----|---|----|---------|---|---|---|---|---|--------------|---|---|---|---|---|---------|---|---|---|---|---|
| | <p>拠点まちづくりの促進 (北沢街づくり課) (北沢拠点整備担当課)</p> <p>街づくり条例による誘導 (各街づくり課)</p> | <p>・小田急線沿線街づくりの促進 小田急線上部利用施設整備等の「北沢デザインガイド」によるデザイン調整 「北沢PR戦略会議」による地域活動の支援</p> <p>街づくり条例による適正な土地利用および良好な建築計画の誘導を図る。</p> | <p>千円 8,241</p> | <p>・小田急線上部の通路、緑地・小広場等について、地域との連携・協力のもと、統一感のあるデザインを目指し、関係機関との調整の上、施設の計画及び整備を促進し、魅力ある空間の創出及び周辺街づくりとの調和を目指す。 新たな施設を地域住民が活用し、沿線周辺のまちの魅力を高める活動を検討、実践する場として「北沢PR戦略会議」を開催し、地域活動を支援する。</p> <p>街づくり条例の各制度により、きめ細かな地区の街づくりを進める。また、大規模な土地取引（3,000㎡以上）にあたり区の方針等を伝えるとともに、大規模な建築（敷地面積3,000㎡以上または延床面積5,000㎡以上）の際には区民と事業者の意見を調整し、適切な土地利用や良好な建築計画の誘導に取り組む。</p> <p style="text-align: center;">令和 2 年度実績（件数）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">世田谷</th> <th style="text-align: center;">北沢</th> <th style="text-align: center;">玉川</th> <th style="text-align: center;">砧</th> <th style="text-align: center;">烏山</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>誘導指針の策定</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>大規模土地取引行為の届出</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">4</td> </tr> <tr> <td>建築構想の届出</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> </tbody> </table> | | 世田谷 | 北沢 | 玉川 | 砧 | 烏山 | 誘導指針の策定 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 大規模土地取引行為の届出 | 1 | 0 | 2 | 3 | 4 | 建築構想の届出 | 4 | 1 | 3 | 1 | 1 |
| | 世田谷 | 北沢 | 玉川 | 砧 | 烏山 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 誘導指針の策定 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大規模土地取引行為の届出 | 1 | 0 | 2 | 3 | 4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 建築構想の届出 | 4 | 1 | 3 | 1 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

令和 3 年 度 主 要 事 務 事 業

各総合支所街づくり課・北沢総合支所拠点整備担当課

| 区 分 | 事務事業名及び所管課 | 3年度事業（目標） | 3年度当初予算 千円 | 事務事業の内容及び手法 | | | | | | | | | | |
|-----|-------------------------|--|---------------|---|-----|----|----|---|----|----|----|----|---|----|
| | 良好な民間住宅等の誘導 （各街づくり課） | <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の建築に係る住環境の整備指導 集合住宅、ワンルームマンション、特定商業施設、長屋の建築計画に対し、良好な住環境の維持向上を目指して適切な指導・誘導を行う。 | | <p>一定規模以上の集合住宅等建築物（計画戸数20戸または延べ面積1,500㎡）ワンルームマンション建築物、特定商業施設（店舗面積の合計500㎡）長屋の建築計画を対象に、地域の環境に調和した良好な住環境の維持・向上を図るため、住環境整備条例に基づく届出書の受理に合わせ、整備基準を遵守するよう指導する。</p> <p>令和2年度届出（件数）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>世田谷</th> <th>北沢</th> <th>玉川</th> <th>砧</th> <th>烏山</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>24</td> <td>13</td> <td>21</td> <td>6</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table> | 世田谷 | 北沢 | 玉川 | 砧 | 烏山 | 24 | 13 | 21 | 6 | 20 |
| 世田谷 | 北沢 | 玉川 | 砧 | 烏山 | | | | | | | | | | |
| 24 | 13 | 21 | 6 | 20 | | | | | | | | | | |

令和 3 年 度 主 要 事 務 事 業

各総合支所街づくり課・北沢総合支所拠点整備担当課

| 区 分 | 事務事業名及び所管課 | 3 年度事業（目標） | 3 年度当初予算 千円 | 事務事業の内容及び手法 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------|-----------------------|--|----------------|--|------|-----|----|----|---|----|------|-----|-----|-----|-----|----|----------|------|------|------|------|------|--|----|---|------|----|---|-----|-----|-----|
| | (各街づくり課) | <ul style="list-style-type: none"> ・緑化の指導 みどりの基本条例及び都市緑地法に基づく緑化地域制度の導入により、宅地などの緑化を促進する。 | | <p>敷地面積 1 5 0 m²以上の建築行為及び自動車駐車場の設置、区域面積 5 0 0 m²以上の開発行為を対象に、「みどりの基本条例」の緑化基準に基づき、敷地内の緑化を推進するよう指導する。</p> <p>国分寺崖線保全重点地区については、緑化率を 2 割増、風致地区区域については、緑化率を 1 割増として、積極的にみどりの保全を図る。</p> <p>あわせて、都市緑地法に基づく緑化地域制度により、敷地面積が 3 0 0 m²以上の建築物の建築行為を対象に緑化を法的規制として指導する。</p> <p style="text-align: center;">令和 2 年度届出（件数）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>世田谷</th> <th>北沢</th> <th>玉川</th> <th>砧</th> <th>烏山</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>届出件数</td> <td>155</td> <td>168</td> <td>231</td> <td>139</td> <td>88</td> </tr> <tr> <td>（うち緑化地域）</td> <td>(41)</td> <td>(48)</td> <td>(79)</td> <td>(46)</td> <td>(29)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第一種及び第二種風致地区において、その区内での建築物等の新築、改築、増築、移転及び木竹の伐採、宅地造成その他の土地区画形質の変更などの行為の制限を行う。</p> <p style="text-align: center;">令和 2 年度実績（件数）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>玉川</th> <th>砧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事前相談</td> <td>11</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>許 可</td> <td>111</td> <td>156</td> </tr> </tbody> </table> | | 世田谷 | 北沢 | 玉川 | 砧 | 烏山 | 届出件数 | 155 | 168 | 231 | 139 | 88 | （うち緑化地域） | (41) | (48) | (79) | (46) | (29) | | 玉川 | 砧 | 事前相談 | 11 | 8 | 許 可 | 111 | 156 |
| | 世田谷 | 北沢 | 玉川 | 砧 | 烏山 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 届出件数 | 155 | 168 | 231 | 139 | 88 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| （うち緑化地域） | (41) | (48) | (79) | (46) | (29) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 玉川 | 砧 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事前相談 | 11 | 8 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 許 可 | 111 | 156 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (玉川街づくり課) (砧街づくり課) | <ul style="list-style-type: none"> ・風致地区内の建築行為や宅地造成行為等への指導 東京都風致地区条例に基づき都市の風致を維持していく。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

令和 3 年 度 主 要 事 務 事 業

各総合支所街づくり課・北沢総合支所拠点整備担当課

| 区 分 | 事務事業名及び所管課 | 3年度事業（目標） | 3年度当初予算 千円 | 事務事業の内容及び手法 |
|-----|--|--|---------------|--|
| | 外かく環状道路周辺街づくり （砧街づくり課） （烏山街づくり課） | 砧街づくり課 外環道東名ジャンクション 周辺地区街づくりの推進 烏山街づくり課 中央ジャンクション周辺地 区の街づくり | 千円 | <p>地区計画（修正素案）説明会等を開催し、都市計画法第16条縦覧等の都市計画法上の手続きを進める。</p> <p>東名ジャンクション整備によって創出される上部空間等の有効利用について、関係機関等と協議を重ね、上部空間等利用計画の作成に向け、引き続き利用可能区域の確定等を図るとともに、外環事業の進捗を踏まえたスケジュールを定める。</p> <p>中央ジャンクション整備によって創出される上部空間等の有効利用について、外かく環状道路事業の進捗を踏まえ、隣接する三鷹市、調布市と連携しながら検討を行う。</p> |

令和3年度主要事務事業

各総合支所街づくり課・北沢総合支所拠点整備担当課

| 区 分 | 事務事業名及び所管課 | 3年度事業（目標） | 3年度当初予算 | 事務事業の内容及び手法 |
|-----|--------------------------|--|---------------------------------|---|
| | * 公共交通環境の整備 （玉川街づくり課） | <p>基本計画策定 まちづくり基本方針を踏まえ、基本計画を策定する。 詳細は、都市整備政策部に記載</p> <p>街づくりの検討 基本方針で示されている「魅力を育て機能を高める」などの3つの方針等に基づき駅周辺における街づくりの検討を行う。</p> <p>大井町線（九品仏駅～上野毛駅間）沿線街づくりの推進 大井町線（九品仏駅～上野毛駅間）街づくり連絡会の活動を支援する。</p> | <p>千円 10,780 （執行委任）</p> | <p>・三軒茶屋駅周辺まちづくり推進支援事業</p> <p>・駅を中心とした街づくりを検討する範囲において、まちづくり推進体制構築に向けて、まちづくり会議に参加した様々な方などと連携した身近な活動やまちづくり会議の在り方等に関する調査・検討を行う。あわせて、駅南側においてはオープンハウス等を実施し、地区計画等の策定に向けた検討を行う。</p> <p>地元の街づくり連絡会をはじめ、地域の方々との連携・協力のもと、大井町線（九品仏駅～上野毛駅）沿線の安全・安心街づくりを推進するとともに、隣接の目黒区とも連携を図っていく。</p> |

令和 3 年 度 主 要 事 務 事 業

各総合支所街づくり課・北沢総合支所拠点整備担当課

| 区 分 | 事務事業名及び所管課 | 3 年度事業（目標） | 3 年度当初予算 | 事務事業の内容及び手法 |
|-----|---|--|--------------------------|---|
| | * 連続立体交差事業等による安全安心の拠点づくり (北沢拠点整備担当課) | <p>小田急線上部利用施設整備の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下北沢駅南西口西側区間 (実施設計、事業委託等) <p>下北沢駅アクセス道路整備の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 面積 約860㎡ | <p>千円</p> <p>320,859</p> | <p>小田急小田原線（代々木上原駅～梅ヶ丘駅間）連続立体交差事業等により生じた上部を利用し、防災・みどりを基軸とした、広域生活・文化拠点である下北沢駅周辺にふさわしい、安全・安心の拠点づくりを進める。</p> <p>今年度は、下北沢駅南西口西側区間について、鉄道事業者及び関係事業所管課等と調整し、鉄道事業者による立体緑地機能を有する施設整備に合わせ、暫定形態での通路整備を行う。</p> <p>京王井の頭線の高架化工事の完了に伴い、茶沢通りから下北沢駅（世田谷区画街路第 10 号線）へのアクセス道路の整備を行う。</p> <p>施設整備にあっては、補助制度を活用し整備する。 国：社会資本整備総合交付金 (グリーンインフラ活用型都市構築支援事業)</p> |

都市整備政策部

令和3年度主要事務事業

都市整備政策部

| 区分 | 事務事業名及び所管課 | 3年度事業（目標） | 3年度当初予算 | 事務事業の内容及び手法 |
|----|---|--|----------------------|--|
| | <p>安全で災害に強いまちづくり 都市復興プログラム実践 訓練 (都市計画課)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・都市復興に関する職員の理解促進や実務能力の向上、円滑な都市復興に向けた協力体制の構築を図るため、地域住民との協働による復興まちづくり訓練を実施する。 ・東京都震災復興マニュアル（令和3年3月修正）との整合を図り、都市復興プログラムの改定を進める。 ・世田谷区防災街づくり基本方針で示されている復興街づくりの基本的な考え方を踏まえ、被災後の円滑な復興事業を見据えた事前の準備を進める。 | <p>千円 12,463</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・訓練については、これまでに実施した職員向け訓練の評価検証を踏まえ、地域住民と職員が共に被災後の復興まちづくりについて理解、連携を深める、より実践的かつ効果的な区民参加型の取組みに拡充した内容として検討、実施する。 ・都市復興プログラムの改定にあたり、前年度に行った庁内検討組織での検討結果を踏まえながら、東京都の修正マニュアルや世田谷区防災街づくり基本方針等との整合も図り、引き続き関係所管と連携のもと専門家からの参考意見の聴取等を行い、進める。 ・震災発生後の都市復興基本計画策定の際に必要な、火災危険度が高い市街地を対象とした事前の復興基礎データを作成する。 |
| | <p>土地利用現況調査の実施 (都市計画課)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・区内全ての土地・建物等の現況を把握し区の都市計画や街づくりに関する計画の策定等に生かすため、土地利用現況調査を実施する。 | <p>76,042</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・区内全域の土地利用・建物現況について外観目視調査等により、建物用途、土地用途、建物構造、建物階数などを調査する。 |

令和3年度主要事務事業

都市整備政策部

| 区分 | 事務事業名及び所管課 | 3年度事業(目標) | 3年度当初予算 千円 | 事務事業の内容及び手法 |
|----|--|--|---------------|--|
| | <p>高齢者・障害者等の在宅生活を支え、孤立させないための地域包括ケアシステムと住まい * 様々な住まいづくりと居住支援</p> | | | |
| | <p>空き家等の地域貢献活用相談窓口の運営 (居住支援課)</p> | <p>区内空き家等の公益的な活用の推進</p> | 21,570 | <ul style="list-style-type: none"> ・「空き家等地域貢献活用相談窓口」を運営し、区内空き家等の公益的な活用の推進に取り組む。活用企画を募集、公開審査し活用を区民に周知する。 ・空き家等地域貢献活用助成金1件 |
| | <p>マンションの適正な管理・運営への支援 (居住支援課)</p> | <p>マンション交流会の運営支援 6回</p> | 66 | <p>区民が主体となったマンション交流会について、広報及び会場の提供など、その活動支援を行う。</p> |
| | | <p>マンション管理状況届出制度によるマンションの管理不全の予防、適正管理の促進</p> | 13,338 | <p>マンション管理状況届出制度に基づく届出を促し、管理不全の兆候のあったマンションへの調査、指導、助言等を行い、支援等につなげる。</p> |

令和3年度主要事務事業

都市整備政策部

| 区分 | 事務事業名及び所管課 | 3年度事業(目標) | 3年度当初予算 | 事務事業の内容及び手法 |
|----|------------------------|--|---------------|--|
| | 住まいの確保と居住支援 (居住支援課) | 高齢者等の住宅確保要配慮者の住まい確保の支援や区民主体の住まいづくりの推進 保証会社紹介制度 30件 | 千円 276 | 保証人がいない等の理由で民間賃貸住宅に入居しにくい高齢者等の入居を支援し、継続居住を促進する。 |
| | | お部屋探しサポート 150件 | | 民間賃貸住宅の空き室情報を不動産店団体の協力を得て高齢者等に直接提供する。 |
| | | 住まいあんしん訪問サービス 7戸 | 370 | 高齢者等の入居者に安否確認のサービスを提供する。 |
| | | 見守り・補償サービス初回登録料補助 10件 | 176 | 単身高齢者等が区内転居する際の支援として、入居中の安否確認と死亡時の原状回復費用等の補償がセットになったサービスの初回登録料を補助する。 |
| | | 住まい・まち学習 6回 | 42 | 区民の主体的な住まいづくりを支援するため、セミナー、マンション管理講座等、学習の機会を提供する。 |

令和3年度主要事務事業

都市整備政策部

| 区分 | 事務事業名及び所管課 | 3年度事業(目標) | 3年度当初予算 | 事務事業の内容及び手法 |
|----|---------------------|--|--------------|--|
| | | 住宅セーフティネット制度 活用助成 家賃低廉化補助 13戸 【新規】 賃貸人への協力金 10戸 転居費用補助 10戸 | 千円 13,991 | 新たな住宅セーフティネット制度を活用し、ひとり親世帯を対象に家賃補助を行う。 ・制度の利用を促すため、家賃低廉化補助対象住宅の賃貸人への協力金制度を実施する。また、新型コロナの影響で収入が減少したひとり親世帯への支援として、補助額引上げの継続実施や転居費用を補助する。【政策方針(2)】 |
| | 公的住宅維持運営 (住宅管理課) | ・住宅確保要配慮者への公平かつ適正な公的住宅の供給 入居者募集 年2回 ・公的住宅の維持管理 ・区営住宅等における居住者の公平性の確保及び債権管理の適正化 | 843,027 | ・指定管理者と連携し、募集による住宅供給を推進するとともに、入居者の使用権継承制度等の管理を適正に行い、入居希望者の利用機会の公平性を確保する。 ・建物保全及び居住者の修繕要望への対応等 50団地1,510戸 ・使用料等の滞納者に対し丁寧な相談等を行うとともに、電話・文書・訪問等による催告を行い、高額滞納者に対し訴訟や強制執行等を行う。 |

令和 3 年 度 主 要 事 務 事 業

都市整備政策部

| 区 分 | 事務事業名及び所管課 | 3 年度事業（目標） | 3 年度当初予算 | 事務事業の内容及び手法 | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|---------------------|-------------------------------|---------------|--|-----------|------|--------|------|------------|------|-----------|------|-----------|------|--------|------|---------------|------|
| | 公的住宅改修工事 (住宅管理課) | ・ 公営住宅等長寿命化計画に 基づく改修工事等の実施 | 千円 184,006 | <p>・ 国の補助金を活用し、予防保全型の維持管理及び改修工事等を計画的に行い、長寿命化によるコスト縮減を図る。</p> <p>(実施予定工事)</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>エレベータ更新工事</td> <td style="text-align: right;">2 団地</td> </tr> <tr> <td>外壁改修工事</td> <td style="text-align: right;">1 団地</td> </tr> <tr> <td>水道管直結設計・工事</td> <td style="text-align: right;">1 団地</td> </tr> <tr> <td>バリアフリー化工事</td> <td style="text-align: right;">1 住戸</td> </tr> <tr> <td>バリアフリー化設計</td> <td style="text-align: right;">3 住戸</td> </tr> <tr> <td>屋根改修工事</td> <td style="text-align: right;">1 団地</td> </tr> <tr> <td>共用部照明 L E D 化</td> <td style="text-align: right;">1 団地</td> </tr> </table> | エレベータ更新工事 | 2 団地 | 外壁改修工事 | 1 団地 | 水道管直結設計・工事 | 1 団地 | バリアフリー化工事 | 1 住戸 | バリアフリー化設計 | 3 住戸 | 屋根改修工事 | 1 団地 | 共用部照明 L E D 化 | 1 団地 |
| エレベータ更新工事 | 2 団地 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 外壁改修工事 | 1 団地 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 水道管直結設計・工事 | 1 団地 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| バリアフリー化工事 | 1 住戸 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| バリアフリー化設計 | 3 住戸 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 屋根改修工事 | 1 団地 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 共用部照明 L E D 化 | 1 団地 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

令和 3 年 度 主 要 事 務 事 業

都市整備政策部

| 区 分 | 事務事業名及び所管課 | 3 年度事業（目標） | 3 年度当初予算 千円 | 事務事業の内容及び手法 |
|-----|--|---|----------------|---|
| | <p>豊かなコミュニティ活動の発展と住民自治の推進 * 地区街づくりの推進 （都市計画課） （各街づくり課）</p> | <p>区民の積極的かつ主体的なまちづくりを支援し、住民参加のもとで地域住民の合意を形成する。</p> <p>地域のまちづくりのルールであり、各地域のまちづくり方針となる「地区街づくり計画」及び「地区計画」を策定することにより、地域特性に応じた魅力ある街づくりを推進する。</p> | 56,495 | <ul style="list-style-type: none"> ・「地区街づくり計画」及び「地区計画」（以下「地区計画等」という。）の策定に向けた区民主体の取り組みを支援する。 ・既に策定した「地区計画等」についても、地区の変化を踏まえて必要な変更を行う。 ・計画の策定に向けた基礎調査、必要に応じて地区住民等へのアンケート調査や説明会、意見交換会を実施する。 <p>[地区計画等策定検討地区]</p> <p>太子堂五丁目・若林二丁目地区、代田地区、放射 2 3 号線沿道地区、下高井戸駅周辺地区、明大前駅北東側地区、補助 2 6 号線沿道地区、外環道東名ジャンクション周辺地区、祖師谷二丁目周辺地区、祖師谷五・六丁目地区、北烏山二・三丁目地区、千歳烏山駅周辺地区（合計 1 1 地区）</p> <p>[地区計画等変更検討地区]</p> <p>世田谷西部地域大蔵・岡本・鎌田・瀬田地区（補助 2 1 6 号線（大蔵 期）沿道地区）、世田谷西部地域上祖師谷・給田地区（上祖師谷二丁目補助 5 4 号線沿道地区）ほか（合計 1 0 地区）</p> |

令和 3 年 度 主 要 事 務 事 業

都市整備政策部

| 区 分 | 事務事業名及び所管課 | 3 年度事業（目標） | 3 年度当初予算 千円 | 事務事業の内容及び手法 |
|-----|--------------------|---|----------------|--|
| | 土地区画整理 （市街地整備課） | 土地区画整理事業により、道路などの都市基盤の整った、災害に強く良好な環境を備えた市街地整備を図る。 関係機関及び庁内関係所管課と連携し、新規地区の掘り起こしに積極的に取り組む。 | 842 | <p>[昨年度までに策定した区域]</p> <p>地区街づくり計画 103 地区 約2,256.43ha 地区計画 71 地区 約1,340.54ha 沿道地区計画 16 地区 約97.30ha 防災街区整備地区計画 3 地区 約118.80ha</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業化優先エリア設定調査（平成29年度）で抽出した事業化候補地や事業手法を検討している地区について、想定事業モデル検討調査を実施し、新規地区の掘り起こしに取り組む。 ・過年度に実施した想定事業モデル検討調査の結果をもとに、引き続き、JAや総合支所街づくり課と連携しながら地権者へ働きかけを行う。 ・土地区画整理事業に向け取り組む地区については、東京都や関係所管と連携しながら助言、指導をしていく。 |

令和3年度主要事務事業

都市整備政策部

| 区分 | 事務事業名及び所管課 | 3年度事業(目標) | 3年度当初予算 | 事務事業の内容及び手法 |
|----|------------|----------------------------|---------|---|
| | | ユニバーサルデザインフォントの普及・活用を推進する。 | 千円 | 「だれにとっても見やすく読みやすい」文書や刊行物の作成に向けた取組みとして、ユニバーサルデザインフォントについて、官民連携協定による庁内試行を継続し、普及啓発及び活用を推進する。 |
| | | ユニバーサルデザインの普及啓発を進める。 | 3,520 | 専門家の協力のもとに普及啓発を行うツールとして、「世田谷UDスタイル」等を作成し、配布する。 |
| | | ユニバーサルデザインに取り組む人々を増やす。 | | 区が主催する講習会等の全課程をすべて受講し修了した者のうち、UD普及啓発事業等の参加に同意した者を「UDサポーター」と位置づけ、区のUD事業などを一緒に取り組む人々を増やす。 |
| | | バリアフリー法に基づく移動等円滑化促進方針の策定 | 5,500 | 先導的共生社会ホストタウン認定に伴い、バリアフリー化が進んでいない地域や、これから街づくりによってバリアフリー化を促進する地域の中で特に必要性が高い区域においてバリアフリー法に基づく方針を策定する。 |

令和 3 年 度 主 要 事 務 事 業

都市整備政策部

| 区 分 | 事務事業名及び所管課 | 3 年度事業（目標） | 3 年度当初予算 | 事務事業の内容及び手法 |
|-----|----------------------------------|--|-------------|---|
| | 建築行政関連事務 （建築調整課・建築審査課） | <p>建築確認事務等 建築確認申請事務や事前相談等による指導、届出を通し、適正な建築の誘導を進める。</p> <p>指定確認検査機関指導事務 指定確認検査機関に対する監督を進め、適正な建築確認指導を図る。</p> <p>長期優良住宅認定事務 耐震性、省エネルギー対策、劣化対策等が施された良質な住宅の建築を誘導する。</p> <p>低炭素建築物新築等計画認定事務 建築物のエネルギー使用の効率性等が低炭素化の促進のために誘導すべき基準に適合することを促す。</p> | 千円 4,848 | <p>令和 2 年度実績件数（令和3年4月6日現在） 建築基準法に基づく建築確認等に伴う、審査、検査、相談・指導。</p> <p style="text-align: right;"> 建築確認件数 1 1 9 件 （建築設備・工作物・計画通知含） 建築相談件数 5 , 6 8 2 件 </p> <p>指定確認検査機関に対する指導監督、連絡調整、敷地照会への回答。</p> <p style="text-align: right;"> 道路敷地照会件数 2 , 8 6 0 件 確認報告等件数 7 , 3 4 3 件 </p> <p>長期優良住宅の普及の促進のため認定申請等に伴う審査・認定及び相談・指導。</p> <p style="text-align: right;"> 相談指導件数 1 , 6 4 6 件 申請件数 7 7 1 件 </p> <p>都市の低炭素化の促進に関する法律における低炭素建築物新築等計画認定申請に伴う審査・認定及び相談・指導。</p> <p style="text-align: right;"> 相談指導件数 1 9 0 件 申請件数 2 1 0 件 </p> |

令和3年度主要事務事業

都市整備政策部

| 区分 | 事務事業名及び所管課 | 3年度事業(目標) | 3年度当初予算 | 事務事業の内容及び手法 |
|----|--|--|-------------|---|
| | | <p>区民・事業者・行政の協働により風景づくりを総合的かつ計画的に進め、区民一人ひとりが愛着と誇りを持てる魅力ある街並みを形成する。</p> | 千円 4,096 | <ul style="list-style-type: none"> ・区民が主体となって進める地域風景資産や界わい宣言などの風景づくり活動の支援、冊子の発行、風景づくり交流会の実施などにより普及啓発に取り組む。 ・建設行為等の届出や屋外広告物の協議の際に、事前調整会議等を通じ、せたがや風景デザイナーによる風景づくりに関する指導、助言を行い、事業者の風景づくりへの配慮や理解を促す。 |
| | <p>行政経営改革の取組み うままちプロジェクト (馬事公苑界わい魅力向上の取組み) (都市デザイン課)</p> | <p>東京2020大会会場周辺の魅力向上に向けた取組みを進める。</p> | 357 | <p>会場周辺の魅力向上への取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「馬事公苑界わいまちの魅力向上構想」に基づき、東京2020大会のレガシーに向けた3つの取組みを進める。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 馬事公苑界わいコミュニティデザインプロジェクト(bajico) 官民連携による地域コミュニティの力で地域を強くする新たなまちづくりを継続する。 2) 馬事公苑界わいクリーンタウン大作戦 町会・商店街・学校などと連携した美化活動を実施する。 3) 馬事公苑工作ワークショップ JRA馬事公苑との協働により、子ども向けワークショップを開催する。 |

令和3年度主要事務事業

都市整備政策部

| 区分 | 事務事業名及び所管課 | 3年度事業(目標) | 3年度当初予算 千円 | 事務事業の内容及び手法 |
|----|---|---|---------------|--|
| | <p>基本計画分野別政策に基づく取組み *魅力あるにぎわいの拠点づくり</p> <p>三軒茶屋駅周辺地区街づくりの推進 (市街地整備課) (世田谷街づくり課)</p> | <p>三軒茶屋駅周辺まちづくり基本方針に基づき、三軒茶屋駅周辺の街づくりを進めることにより、魅力あるにぎわいの拠点づくりを推進する。</p> <p>区民、事業者、関係団体との連携による、広域生活・文化拠点にふさわしい魅力ある安全安心なまちづくりを推進するため、まちの未来像、これを実現する取り組みを示す「(仮称)三茶のミライ」を策定する。</p> | <p>10,780</p> | <ul style="list-style-type: none"> これまで開催してきた区民、事業者等が参加した「まちづくり会議」での成果や区民意見等を踏まえ、学識経験者等で構成する「まちづくり検討委員会」及び庁内の「まちづくり戦略会議」を経て、「(仮称)三茶のミライ」を策定する。 「まちづくり会議」を継続するとともに、社会実験の実施やシンポジウムの開催などにより、まちづくりの気運を高め、「(仮称)三茶のミライ」に掲げるまちの未来像の実現に向け、区民、事業者、関係団体とともに取り組む。 |

令和3年度主要事務事業

都市整備政策部

| 区分 | 事務事業名及び所管課 | 3年度事業(目標) | 3年度当初予算 | 事務事業の内容及び手法 |
|----|-----------------------------|---|-------------|---|
| | 三軒茶屋駅周辺地区市街地再開発 (市街地整備課) | 三軒茶屋二丁目地区における民間主体の市街地再開事業を支援、指導し、事業化の誘導に取り組む。 | 千円 4,886 | <ul style="list-style-type: none"> ・「(仮称)三茶のミライ」の検討を踏まえ、三軒茶屋二丁目地区の街づくりに対する意見などを、地権者に共有するとともに、意見交換を行うことを通じて、準備組合の合意形成の支援やまちの未来像につながる事業の検討につなげる。また、三軒茶屋二丁目地区市街地再開発準備組合が進める地域への街づくりの取組みに関する情報発信、事業計画作成等に向けた取組みの支援、助言及び指導を行うとともに、合意形成の進捗に応じて、都市整備方針や三軒茶屋駅周辺まちづくり基本方針等との整合を図りながら、関連する都市計画について検討を行う。 |

防災街づくり担当部

令和3年度主要事務事業

防災街づくり担当部

| 区分 | 事務事業名及び所管課 | 3年度事業(目標) | 3年度当初予算 千円 | 事務事業の内容及び手法 |
|----|--|---|---|--|
| | <p>安全で災害に強いまちづくり</p> <p>* 木造住宅密集地域の解消 (防災街づくり課) (世田谷街づくり課) (北沢街づくり課)</p> | <p>密集事業 木造住宅密集地域において、道路・公園の整備、建築物の不燃化を進めることにより、災害に強い街づくりを促進する。</p> <p>目標数値は、各総合支所にて記載</p> | <p>748,866 (うち執行委任) 748,260</p> | <p>防災性及び住環境の向上を図るため、国の社会資本整備総合交付金(住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型))及び東京都木造住宅密集地域整備事業補助金を活用し、道路、公園等の公共施設の整備を行うとともに、老朽木造建築物等の不燃化を促進する。</p> <p>【密集事業実施地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 太子堂・三宿地区 ・ 世田谷・若林地区 ・ 区役所北部地区 ・ 上馬・野沢地区 ・ 太子堂四丁目地区 ・ 北沢三・四丁目地区 ・ 北沢五丁目・大原一丁目地区 ・ 豪徳寺駅周辺地区 |

令和3年度主要事務事業

防災街づくり担当部

| 区分 | 事務事業名及び所管課 | 3年度事業（目標） | 3年度当初予算 千円 | 事務事業の内容及び手法 |
|----|------------|---|---------------|--|
| | | <p>都市防災不燃化促進事業 広域避難場所（国土舘大学 一帯）外周120mの区域におい て、建築物の不燃化を促進す ることにより、避難場所を含 む周辺地区の安全を確保す る。</p> <p>地区防災不燃化促進事業 不燃化特区制度実施地区内 の防災生活道路の整備と当該 道路沿道建築物の不燃化を加 速する。 （令和7年度まで）</p> | 千円 | <p>広域避難場所（国土舘大学一帯）外周120 mの区域において、国の社会資本整備総合 交付金（都市防災総合推進事業（都市防災 不燃化促進事業））及び東京都都市防災不燃 化促進事業補助金を活用し、老朽木造建築 物の建替え等の費用助成により、建築物の 不燃化を促進する。</p> <p>【都市防災不燃化促進事業実施地区】 ・国土舘大学一帯周辺地区</p> <p>不燃化特区制度実施地区内の特定の防災生 活道路沿道で、東京都地区防災不燃化促進 事業補助金を活用し、「道路幅に協力する こと」を要件として、老朽木造建築物の建 替えを行う場合に、建替え工事費用の一部 を助成することで、道路の整備と沿道建築 物の不燃化を促進する。</p> <p>【地区防災不燃化促進事業実施地区】 ・区役所周辺地区 ・北沢三・四丁目地区 ・太子堂・若林地区</p> |

令和 3 年 度 主 要 事 務 事 業

防災街づくり担当部

| 区 分 | 事務事業名及び所管課 | 3 年度事業（目標） | 3 年度当初予算 千円 | 事務事業の内容及び手法 |
|-----|------------|--|----------------|---|
| | | <p>不燃化特区制度 木造住宅密集地域のうち、特に改善を要する地区（不燃化特区制度実施地区）において、老朽木造建築物等の除却・建替え等を促進し、令和7年度までに延焼による焼失ゼロ（不燃領域率70%）を目指す。</p> | 千円 | <p>不燃化特区制度実施地区のうち、目標である不燃領域率70%を達成した太子堂・三宿地区を除く4地区において、東京都不燃化特定整備事業補助金を活用し、老朽木造建築物等の除却・建替え等の費用助成により、建築物の不燃化を促進する。</p> <p>また、建替え等に伴う様々な相談に対応するため、建築士、弁護士、ファイナンシャルプランナー等専門家による出張相談による支援を行う。</p> <p>不燃化特区制度の周知や防災街づくりの機運醸成・啓発のため、防災街づくり通信の発行等を行う。</p> <p>また、5地区において、新たに無接道敷地等での不燃化建替えに向けた取組みの検討を行う。</p> <p>【不燃化特区制度実施地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太子堂・三宿地区 ・区役所周辺地区 ・北沢三・四丁目地区 ・太子堂・若林地区 ・北沢五丁目・大原一丁目地区 |

令和3年度主要事務事業

防災街づくり担当部

| 区分 | 事務事業名及び所管課 | 3年度事業(目標) | 3年度当初予算 | 事務事業の内容及び手法 |
|----|---------------------------|------------------------------|---------------|--|
| | * 建築物の耐震化の促進 (防災街づくり課) | 耐震相談 2,000件 | 千円 507,798 | <p>「世田谷区耐震改修促進計画」(令和3～令和7年度)に基づき、耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標に、普及啓発とともに、耐震支援制度の整備・充実を図り、建築物の耐震化を計画的かつ総合的に促進する。</p> <p>【耐震支援制度の概要】 昭和56年5月以前の旧耐震基準で建てられた建築物を対象に、耐震診断、補強設計及び耐震改修等に要する費用の一部を助成する(～)。また、家具転倒防止器具取付支援など安全性の向上に資する事業を行う(～)。</p> <p>耐震相談 窓口及び電話での相談・案内のほか、出張所等での出張相談会開催及び地区防災訓練などの機会を捉えて、普及・啓発活動を行う。</p> |

令和3年度主要事務事業

防災街づくり担当部

| 区分 | 事務事業名及び所管課 | 3年度事業(目標) | 3年度当初予算 千円 | 事務事業の内容及び手法 |
|----|------------|---|---------------|--|
| | | 木造住宅 耐震診断 50件 耐震改修等 13件 除却助成 50件 簡易改修 1件 補強設計 3件 非木造建築物等 耐震診断 12件 補強設計 7件 耐震改修 3件 住戸加算 52戸 | 千円 | 木造住宅 ・耐震診断は無料で耐震診断士を派遣する。 ・耐震改修等は上限100万円に、30万円を上乗せした助成(身体障害者等は50万円)を実施する。 ・除却助成は上限50万円。 ・1階のみの簡易改修は上限80万円。 ・補強設計は上限30万円。 非木造建築物等 鉄筋コンクリート造、鉄骨造など木造以外建物が対象。建物用途及び規模、沿道など条件により補助率及び助成上限額が異なる助成を行っている。 今年度から、改修工事については分譲マンション1住戸当たり30万円を助成交付額に加算する。(上限:助成対象事業費の2/3) |

令和3年度主要事務事業

防災街づくり担当部

| 区分 | 事務事業名及び所管課 | 3年度事業(目標) | 3年度当初予算 千円 | 事務事業の内容及び手法 |
|----|------------|--|---------------|---|
| | | 特定沿道建築物 補強設計 4件 改修 3件 準備工事 1件 占有者加算 1件 | | 特定沿道建築物 特定緊急輸送道路沿道建築物で一定の高さ以上の建物は、引き続き重点的に耐震化を促進する。 今年度から、改修工事についてはIs値を0.3未満から0.3以上に上げる耐震化準備事業を開始する。また、賃貸借契約に基づく占有者が存する建築物を対象に、占有面積に応じて助成額を加算する。(加算額の上限：基準額の1/15) |
| | | 家具転倒防止器具取付 250件 | | 家具転倒防止器具取付支援 高齢者、障害者等が住む住宅を対象に、技術者を派遣し、器具代金を含め上限2万円までの取付支援を行う。 |
| | | 耐震シェルター等設置 2件 | | 耐震シェルター等設置支援 高齢者、障害者等で一定の条件に合う申請者が住む旧耐震基準の木造住宅の1階に設置する場合が対象。上限は30万円としているが、身体障害者等には30万円を上乗せした助成を実施している。 |
| | | 耐震改修アドバイザー派遣 15回 〔分譲マンション 10回 特定沿道建築物 5回〕 | | 耐震改修アドバイザー派遣 耐震診断及び耐震改修に関するアドバイスを分譲マンション管理組合、特定沿道建築物所有者に行う。 |

令和 3 年 度 主 要 事 務 事 業

防災街づくり担当部

| 区 分 | 事務事業名及び所管課 | 3 年度事業（目標） | 3 年度当初予算 千円 | 事務事業の内容及び手法 |
|-----|---------------------------|--|----------------|---|
| | | 木造住宅訪問相談 訪問相談（診断後） 70件 簡易設計（診断後） 50件 訪問相談（診断前） 50件 | | 木造住宅訪問相談 区の耐震診断を受け、耐震改修工事が必要となる木造住宅の所有者に対し、改修に関するアドバイスや簡易設計を行う。 今年度から、除却助成を活用する木造住宅に対し、耐震診断前訪問相談制度に基づく簡易診断を実施し、除却助成制度の迅速化を図る。 |
| | | ブロック塀等撤去工事 撤去工事 50件 | | ブロック塀等撤去工事助成 避難路（建築基準法上の道路、通学路など）に面して設置された、高さ0.8mを超えるブロック塀等の撤去にかかる工事費の一部を助成する。 |
| | * 狭あい道路拡幅整備の促進 （建築安全課） | 幅員 4 m 未満である狭あい道路の拡幅整備 拡幅整備 約5,300m （内連続的整備 約200m） | 741,400 | 主として建築物の新築・増改築等の機会を捉え、建築基準法第 4 2 条第 2 項等に基づき後退した用地を道路として整備し、幅員 4 m の道路を着実に整備する。事業を円滑に推進するため、一定の条件の下に助成金（工作物等の撤去等）及び奨励金（隅切り用地等の寄附）を交付する。 また、連続的整備を推進するため、対象地の近隣にも働きかけ、建替えがない敷地も拡幅整備に協力が得られるよう助成制度等の活用を促して、効果的・効率的な工事に努める。 |

令和3年度主要事務事業

防災街づくり担当部

| 区分 | 事務事業名及び所管課 | 3年度事業(目標) | 3年度当初予算 | 事務事業の内容及び手法 |
|----|------------------------|--|-------------|---|
| | 建築敷地の安全促進 (防災街づくり課) | 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」等関係諸法令及び「世田谷区がけ・擁壁等防災対策方針」に基づき、土砂災害に備えた様々な施策を推進し、区民の生命及び財産を守ることを目的とする。 | 千円 4,266 | <p>擁壁・斜面を伴う建築敷地所有者等助成 擁壁改修専門家派遣 高さ2mを超える斜面(がけ)への擁壁設置及び既存擁壁の改修(造り替え)工事を検討している区民に「擁壁改修の専門家」を派遣し、改修方法及び概算工事費を提案する。</p> <p>擁壁改修等補助金 通学路に面する建築基準法に適合しない構造や安全上問題のある擁壁(高さ2m以上)の改修等及び傾斜が30度を超える自然斜面(自然がけ)に擁壁(高さ2m以上)を新設するのに要する工事費の一部を補助する。</p> <p>住宅・建築物土砂災害対策改修補助金 土砂災害特別警戒区域内に建てられている住宅や建築物の土砂災害のための改修にかかる費用の一部を補助する。</p> <p>がけ地近接等危険住宅移転事業補助金 土砂災害特別警戒区域に建てられている住宅の移転費用の一部を補助する。</p> <p>大規模盛土造成地を対象とする宅地耐震に関する学識経験者の知見を活用する。</p> |

令和3年度主要事務事業

防災街づくり担当部

| 区分 | 事務事業名及び所管課 | 3年度事業(目標) | 3年度当初予算 | 事務事業の内容及び手法 |
|----|--------------------------------------|---|--------------|--|
| | 空家等の対策 (建築安全課) (総合支所地域振興課) | 「空家等対策の推進に関する特別措置法」、「建築基準法」、「世田谷区空家等の対策の推進に関する条例」に基づき管理不全な空家等の対策を推進し、良好な生活環境の保全を図る。 | 千円 13,797 | <p>著しく管理不全な空家等について、行政代執行という最終的な手段も視野に入れながら、解決に向けた取組みを推進する。</p> <p>居住等がなされていない空家等の状況を調査し、適切な管理に向けて啓発を図るとともに、管理不全なものについては、法、条例に基づき、所有者等に改善要請を行い、状態の改善や不動産市場への流通等につなげる。</p> <p>平成30年10月に策定した「世田谷区空家等対策計画」に基づき5つの施策「情報収集」「発生抑制」「適切な管理・流通」「利活用」「管理不全な空家等の対策」を着実に進める。</p> <p>居住者がいる著しく保安上危険な建築物等について、法令等に基づき所有者等に改善要請を行い、状況を改善させる。</p> |

令和3年度主要事務事業

防災街づくり担当部

| 区分 | 事務事業名及び所管課 | 3年度事業（目標） | 3年度当初予算 | 事務事業の内容及び手法 |
|----|--|---|---------------------------------------|---|
| | <p>建築安全関連事務 （建築安全課）</p> | <p>違反建築物を防止するために定期的なパトロール・通報による建築現場の調査を迅速かつ的確に実施し、建築物の安全性を確保する。</p> <p>建設リサイクル法の届出により、適正な分別解体工事の実施など施工業者への指導啓発を図る。</p> | <p>千円 213</p> | <p>違反建築物を予防するための調査及び是正指導事務を行う。</p> <p>令和2年度実績件数 現場調査件数 1,800件 行政指導建築物件数 27件</p> <p>建設リサイクル法に基づく届出書の受付、現場調査及び指導を行い、啓発を図る。</p> <p>令和2年度実績件数 届出件数 1,849件</p> |
| | <p>駅周辺地区街づくりによるにぎわいアップ （防災街づくり課） （世田谷街づくり課） （砧街づくり課）</p> | <p>小田急線連続立体交差事業を契機とする駅周辺地区街づくり</p> <p>千歳船橋駅周辺地区、祖師ヶ谷大蔵駅周辺地区において、交通結節機能の強化や快適な歩行空間を確保する。また、防災性の向上や商業・業務機能の活性化のほか、駅を中心とした街づくりを促進しにぎわいにつなげる。</p> | <p>23,688 （うち執行委任） 23,688</p> | <p>千歳船橋駅周辺、祖師ヶ谷大蔵駅周辺地区において、社会資本整備総合交付金（住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型））を活用し、地区街づくり計画に基づく駅前広場、区画道路、公園等の整備を進める。</p> |

みどり 3 3 推進 担当 部

令和3年度主要事務事業

みどり33推進担当部

| 区分 | 事務事業名及び所管課 | 3年度事業(目標) | 3年度当初予算 | 事務事業の内容及び手法 |
|----|--|--|-----------------------|---|
| | <p>自然の恵みを活かして小さなエネルギーで暮らす豊かなまちの実現 *世田谷らしいみどりの保全・創出</p> | <p>「世田谷みどり33」実現に向けて、みどりの基本計画及び生きものつながる世田谷プランに基づき区民・事業者と区の協働により、事業を推進する。</p> | <p>千円 235,676</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・環境審議会の意見聴取、区民意見募集等を経て、令和3年度末に策定 ・市民緑地事業を実施する緑地保全・緑化推進法人(みどり法人)との連携による市民緑地制度の活用推進 ・市民緑地認定制度の活用に向けての周知 ・国分寺崖線保全啓発 ・崖線マップの小学校配付による国分寺崖線の周知及び理解促進 ・樹木・樹林地の保全 ・樹木の移植助成 ・樹木樹林地保全ボランティアの活用 ・選定した「名木百選」の区民周知 |
| | (みどり政策課) | <ul style="list-style-type: none"> ・「世田谷区みどりの行動計画」及び「生きものつながる世田谷プラン行動計画」(令和4年度～令和5年度)の策定 | | |
| | (みどり政策課) (都市計画課) | <ul style="list-style-type: none"> ・民有地のみどりの保全(緑地の保全制度の活用) 民有地の緑地を保全するため、都市緑地法、都市計画法に基づく制度の活用を進める。 | | |
| | (みどり政策課) (公園緑地課) (街づくり課) | <ul style="list-style-type: none"> ・民有地のみどりの保全(樹木・樹林地の管理支援) 国分寺崖線などにある民有地のみどりを区民とともに育むため、樹木・樹林地の管理支援や啓発事業に取り組む。 | | |

令和3年度主要事務事業

みどり33推進担当部

| 区分 | 事務事業名及び所管課 | 3年度事業（目標） | 3年度当初予算 千円 | 事務事業の内容及び手法 |
|----|--|--|---------------|---|
| | <p>（みどり政策課） （都市計画課） （都市農業課） （公園緑地課）</p> <p>（みどり政策課）</p> <p>（みどり政策課） （公園緑地課） （関係各課）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・農業公園の都市計画決定 世田谷区農地保全方針に基づき、農地保全重点地区の農地保全の取り組みを進める。 ・みどりの資源調査の実施 みどりの量や生きものに関する現状を把握・分析し、みどりの行動計画等の取り組み施策検討に活用する。 ・区民参加の植樹など、みどりに関するイベントや講習会の開催 イベントや講習会の実施等により、みどりや生物多様性への関心を深め、みどりを守り、増やす気運を高める。 | 千円 | <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画決定 1か所 上祖師谷農業公園 ・みどりの資源調査 航空写真撮影や現地実査によるみどりの現況及び生きものの生息状況等の調査 ・生きものつながる世田谷プランわかりやすい版、生きもの緑化ガイドブックによる生物多様性の普及啓発 ・まちの生きものしらべの実施 ・ちょこっと空間づくり講習会の開催 ・みどりの出前講座の実施 ・生きもの会議の開催 ・落ち葉ひろいりレーの実施 ・庭木の手入れ講習会の開催 ・カレープロジェクトの開催 ・せたがやガーデニングフェアの開催 ・植樹祭の開催 |

令和3年度主要事務事業

みどり33推進担当部

| 区分 | 事務事業名及び所管課 | 3年度事業(目標) | 3年度当初予算 千円 | 事務事業の内容及び手法 |
|----|--------------------------------|---|---------------|---|
| | (公園緑地課) | <ul style="list-style-type: none"> 農業公園におけるイベントや講習会の開催 都市農地の理解を深めることができるよう農とふれあえる賑わいの創出を進める。 | | <ul style="list-style-type: none"> 農業体験イベント、野菜づくり講習会、教育団体への農業・食育体験事業の実施 喜多見農業公園 瀬田農業公園分園 次大夫堀公園里山農園 |
| | (みどり政策課) | <ul style="list-style-type: none"> 緑化助成 緑化助成制度により民有地の緑化を促進する。 | | <ul style="list-style-type: none"> 生垣、植栽帯、シンボルツリー、屋上・壁面の緑化を助成 事業用等駐車場緑化助成 |
| | (みどり政策課) (街づくり課) (公園緑地課) | <ul style="list-style-type: none"> 民有地のみどりづくり 都市緑地法に基づく緑化地域制度とみどりの基本条例を併せて運用し、建築時の緑化を推進する。 1坪程度の小さなみどりづくり運動を展開し、みどりの街づくりを推進する。 | | <ul style="list-style-type: none"> 緑化地域制度等に基づく緑化の推進 維持管理状況巡回確認指導の実施 ひとつぼみどりづくりの周知 みどりと花いっぱい協定による区民参加の花づくり・緑化活動を推進 |
| | (みどり政策課) (公共・公益施設整備所管課) | <ul style="list-style-type: none"> みどりの公共・公益施設づくり みどりの街づくりをリードする公共・公益施設づくりを進める。 | | <ul style="list-style-type: none"> みどりの公共・公益施設づくりを推進 みどりのカーテン資材配布 みどりに関する研修の実施 |

令和 3 年 度 主 要 事 務 事 業

みどり 3 3 推進担当部

| 区 分 | 事務事業名及び所管課 | 3 年度事業（目標） | 3 年度当初予算 | 事務事業の内容及び手法 |
|-----|----------------------------|--|----------------------------------|---|
| | （みどり政策課） | <ul style="list-style-type: none"> ・水環境の維持・増進 循環型の都市の形成を図り、水と土を守り育てるために、地下水・湧水の保全を促進する。 | 千円 26,727 | <ul style="list-style-type: none"> ・地下水・湧水調査 ・宙水保全啓発 ・成城みつ池緑地整備方針改定検討 ・烏山弁天池特別保護区保全方針検討 |
| | 安全で災害に強いまちづくり | <ul style="list-style-type: none"> みどりの創出・保全、生物多様性、コミュニティー・憩い・スポーツ・災害時の広場機能を持つ公園・緑地の整備、再生を区民と協働して計画的に推進する。 | | |
| | * 公園・緑地の計画的な整備 （みどり政策課） | <ul style="list-style-type: none"> ・公園・緑地の用地取得 「世田谷区みどりの基本計画」に定める公園緑地の配置・整備方針と公園整備目標量の実現をめざして、都市計画決定及び計画的な公園・緑地の用地取得を進める。 | 2,753,162 （農業公園都市計画決定616千円除く） | <ul style="list-style-type: none"> 都市計画決定 1 箇所 <ul style="list-style-type: none"> ・上祖師谷農業公園（再掲） 公園用地買収 5 箇所 <ul style="list-style-type: none"> ・玉川野毛町公園（第3期） ・南烏山二丁目緑地 ・北烏山えのき公園 ・深沢六丁目緑地 ・大蔵緑地 |

令和3年度主要事務事業

みどり33推進担当部

| 区分 | 事務事業名及び所管課 | 3年度事業(目標) | 3年度当初予算 | 事務事業の内容及び手法 |
|----|------------|---|---|--|
| | (公園緑地課) | <ul style="list-style-type: none"> ・公園整備(新設、拡張) 「世田谷区みどりの基本計画」に定める公園配置方針図と公園整備目標量の実現をめざして、計画的に公園緑地を整備する。 | 千円 249,337 (繰越事業費 7,900千円 含む) | <p>公園整備(新設) 3か所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮称南烏山二丁目緑地整備工事 ・仮称喜多見5-20緑地整備工事〔繰越事業〕 ・仮称下馬5-25公園整備工事 <p>公園整備(拡張) 1か所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次大夫堀公園(民家園)拡張工事 <p>基本設計 1か所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・玉川野毛町公園拡張事業基本設計 |
| | (公園緑地課) | <ul style="list-style-type: none"> ・緑道整備(改修) 「世田谷区立公園等長寿命化改修計画」に基づき、効率的かつ計画的に緑道の改修を推進する。 | 142,890 | <p>緑道整備(改修) 2か所</p> <p>〔繰越事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蛇崩川緑道改修工事(下馬1-24から5-39先) ・北沢川緑道改修工事(赤堤1-28から39先) |
| | (公園緑地課) | <ul style="list-style-type: none"> ・大規模公園改修 「世田谷区立公園等長寿命化改修計画」に基づき、効率的かつ計画的に大規模公園の改修を推進する。 | 270,380 | <p>大規模公園改修 1か所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こどものひろば公園第3期改修工事 <p>基本設計 1か所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・玉川野毛町公園改修基本設計 |

令和 3 年 度 主 要 事 務 事 業

みどり 3 3 推進担当部

| 区 分 | 事務事業名及び所管課 | 3 年度事業（目標） | 3 年度当初予算 | 事務事業の内容及び手法 |
|-----|------------|---|---------------|--|
| | （公園緑地課） | <ul style="list-style-type: none"> ・公園・身近な広場改修 「世田谷区立公園等長寿命化改修計画」に基づき、効率的かつ計画的に公園・身近な広場の改修を推進するとともに、区民の健康増進のため、健康器具の設置を行う。 | 千円 235,840 | <ul style="list-style-type: none"> 公園・身近な広場改修 2 か所 ・大蔵運動公園内特殊地下壕第 4 期対策工事 ・富士見公園改修工事 |
| | （公園緑地課） | <ul style="list-style-type: none"> 施設の調査点検に基づく予防保全型の管理・更新の実施 ・特定施設健全度調査（定期点検） ・トイレの洋便器化 ・公園灯の L E D 化 ・更なる効率化の取組み ・公園緑道での健康増進 | 42,047 | <ul style="list-style-type: none"> ・遊具・がけ等の対象施設の健全度調査に基づく予防保全型の管理を実施 ・公園トイレ便器の洋式化 7 基 ・公園灯の L E D 化の取組み 1 3 4 個 ・設計方針に基づく設計工事の効率化、住民参加による維持管理作業等の検討 ・健康器具設置 1 0 基 |

令和 3 年 度 主 要 事 務 事 業

みどり 3 3 推進担当部

| 区 分 | 事務事業名及び所管課 | 3 年度事業（目標） | 3 年度当初予算 千円 | 事務事業の内容及び手法 |
|-----|-----------------------------|--|----------------|---|
| | * 公園を活用した税外収入の確保 （公園緑地課） | 公園や園内施設等を活用した税外収入の確保に取り組むとともに、公園の新たな魅力創出を図る。 | 千円 | <ul style="list-style-type: none"> ・大規模な公園での常設施設誘致に関する可能性を検討 新設 2 公園 ・移動販売車誘致の取組みとして、実施の継続 ・新たな税外収入の取組みを実施（世田谷公園ミニ S L ネーミングライツの公募実施） <p>（令和 2 年度実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動販売車誘致 2 公園 ・移動販売車誘致（社会実験）3 公園 |

道路・交通計画部

令和3年度主要事務事業

道路・交通計画部

| 区分 | 事務事業名及び所管課 | 3年度事業(目標) | 3年度当初予算 | 事務事業の内容及び手法 |
|----|--|--|--|--|
| | 安全で災害に強いまちづくり * 道路ネットワークの計画的な整備 (道路計画課) (道路事業推進課) (各総合支所街づくり課) (工事第一課) (工事第二課) | 【都市計画道路用地取得】 用地取得面積 約1,680㎡ 補助第49号線(期) 補助第54号線(下北沢 期) 補助第154号線 (明大前駅付近) 補助第216号線(大蔵 期) 補助第216号線(大蔵 期) 補助第216号線 (千歳烏山駅付近) 補助第217号線 (成城一・二・三丁目) 補助第217号線 (上祖師谷四・五・六丁目) 世区街第10号(下北沢駅) 世区街第14号 (千歳烏山駅) | 千円 2,853,547 (繰越明許費 1,246,080千円 を含む) | 災害時の延焼遮断や避難路等防災機能による地区防災性向上、安全・快適・円滑な道路交通、にぎわいの核でもある拠点駅における交通結節機能強化や周辺地域の活性化等、都市の最も基礎的な施設として区民の日常生活を支える道路ネットワークを計画的に整備する。 地区幹線道路や交通広場等を含む事業中の路線について、区民の理解と協力を得ながら、進行管理を適切に行い、円滑な事業執行に努めるとともに、「せたがや道づくりプラン」に基づき、優先的に整備すべき路線について計画的に事業化を図る。 |
| | | 【主要生活道路用地取得】 用地取得面積 約209㎡ 主要第101号線 (千歳通り 期) 主要第112号線 (松栄会通り 期) 主要第122号線 (六所神社前通り 期) | 564,268 (繰越明許費 62,500千円を 含む) | |

令和3年度主要事務事業

道路・交通計画部

| 区分 | 事務事業名及び所管課 | 3年度事業(目標) | 3年度当初予算 千円 | 事務事業の内容及び手法 |
|----|------------|---|---|---|
| | | <p><測量、設計等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・下北沢駅前広場(世区街10号線(仮整備)) ・補助217号線 ・千歳通り 外 <p>【地先道路用地取得】</p> <p>用地取得面積 約198㎡</p> <p>東鉄9付4号線</p> <p>下北沢駅北口駅前通り</p> <p>茶沢通りB区間</p> <p>大蔵地区区画道路</p> <p>世田谷自転車歩行者道1号線</p> <p>粕谷二丁目3番先 外</p> <p>【地先道路築造】</p> <p><築造工事></p> <p style="padding-left: 40px;">延長 約396m</p> <p style="padding-left: 40px;">面積 約3,121㎡</p> <ul style="list-style-type: none"> ・祖師ヶ谷大蔵駅駅前広場整備 | <p style="text-align: right;">千円</p> <p style="text-align: right;">385,206 (繰越明許費 20,430千円を 含む)</p> <p style="text-align: right;">320,739 (繰越明許費 154,800千円を 含む)</p> | <p>「地域整備方針」を踏まえて各地区で進める街づくりの中で整備の必要性を検討し、「せたがや道づくりプラン」に基づいて整備対象地区ごとに総合支所が策定する「地先道路整備計画」によって、事業化を図る。</p> <p>事業中の路線については、区民の理解と協力を得ながら、進行管理を適切に行い、円滑な事業執行に努める。</p> <p>「せたがや道づくりプラン」等に基づき、地域の特性に応じた整備手法によって、住民の理解と協力を得ながら、道路を効率的に整備する。</p> |

令和3年度主要事務事業

道路・交通計画部

| 区分 | 事務事業名及び所管課 | 3年度事業（目標） | 3年度当初予算 | 事務事業の内容及び手法 |
|----|--|--|----------------------|---|
| | <p>豊かなコミュニティ活動の発展と住民自治の推進 地籍調査事業 (道路管理課)</p> | <p>【地籍調査事業】 令和3年度事業の区域等は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 喜多見六丁目第2工区 (約4ha) 閲覧・認証工程 ・ 若林一丁目第1工区 (約3ha) 閲覧・認証工程 ・ 喜多見三丁目第2工区 (約4ha) 閲覧・認証工程 ・ 喜多見六丁目第3工区 (約3ha) 一筆地調査測量工程 ・ 若林一丁目第2工区 (約3ha) 一筆地調査測量工程 ・ 赤堤二丁目第1工区 (約6ha) 一筆地調査測量工程 | <p>千円 66,179</p> | <p>世田谷区的地籍調査は、国土調査法等関係法令に基づき、地番区域を単位として、2カ年度の期間で実施する。</p> <p>この事業は、土地一筆毎に土地の所在地番、地目、土地所有者及び土地境界を資料等によって調査し、さらに、現地で土地所有者との立会い確認を踏まえて、土地の境界点及び面積について世田谷区公共基準点等を利用した測量を実施し、その成果を地籍簿及び地籍図にまとめ、都知事の認証後に登記所に送付するものである。</p> <p>登記所では、送付を受けた地籍簿及び地籍図に基づき、土地に関する登記事項を更新し、不動産登記法第14条第1項に規定する地図を備え付ける。</p> |

土

木

部

令和3年度主要事務事業

土木部

| 区分 | 事務事業名及び所管課 | 3年度事業（目標） | 3年度当初予算 | 事務事業の内容及び手法 |
|----|--|--|---|---|
| | 安全で災害に強いまちづくり ＊豪雨対策の推進 （豪雨対策・下水道整備課） （工事第一課） （工事第二課） | 【都市型水害対策の推進】 ・「世田谷区豪雨対策行動計画（平成30年度～令和3年度）」に基づく諸施策の実施 ・次期「世田谷区豪雨対策行動計画（令和4年度～令和7年度）」の策定 ・雨水浸透施設設置助成 ・雨水タンク設置助成 【雨水流出抑制による流域対策】 <雨水貯留浸透施設整備> ・雨水浸透柵設置 約590箇所 ・雨水浸透柵清掃 約380箇所 ・透水性舗装清掃 約10,650㎡ ・雨水貯留浸透施設整備工事 中町5-10～深沢7-22先 外 【河川・水路整備】 <河川整備> ・仙川河床整正 ・谷戸川護岸改修・張出歩道整備 | 千円 11,731 276,484 （繰越明許費 242,560千円 を含む） 248,547 （繰越明許費 90,470千円を 含む） | 「世田谷区豪雨対策行動計画」（平成30年度～令和3年度）に基づき、区民や事業者に対し、助成制度の活用を促進することで、助成制度を活用し、流域対策に寄与する雨水浸透施設・雨水タンクの普及を図るなど、区民、事業者等の理解と協力を得ながら流域対策を進める。また、令和4年度から7年度までの次期「豪雨対策行動計画」を策定する。 道路等への雨水貯留浸透施設の設置を推進し、適切に維持管理する。また、グリーンインフラの持つ浸透機能・流出量抑制機能を活かした施設整備により、流域対策を推進していく。 河川・水路の排水機能を維持・向上させ、洪水時における水害の防止を図るとともに、親水機能の充実を図り、安全で快適な区民生活を確保する。 |

令和3年度主要事務事業

土木部

| 区分 | 事務事業名及び所管課 | 3年度事業(目標) | 3年度当初予算 | 事務事業の内容及び手法 |
|----|---|---|---------------|--|
| | * 道路ネットワークの計画的な整備 (工事第一課) (工事第二課) | 【主要な生活道路築造】 < 築造工事 > 延長 約99m 面積 約1,287m ² ・ 補助217号線 < 仮整備 > 面積 約6,912m ² ・ 主要130号線 ・ 下北沢駅前広場(世区街10号線(その3)) ・ 補助154号線 ・ 補助54号線 ・ 千歳通り ・ 補助49号線 ・ 補助216号線 外 < 測量、設計等 > ・ 下北沢駅前広場(世区街10号線(仮整備)) ・ 補助217号線 ・ 千歳通り 外 | 千円 343,760 | 「せたがや道づくりプラン」で定めた優先的に整備すべき路線について、区民の理解と協力を得ながら、計画的、効率的に道路整備を進める。 |

令和 3 年 度 主 要 事 務 事 業

土木部

| 区 分 | 事務事業名及び所管課 | 3 年度事業（目標） | 3 年度当初予算 | 事務事業の内容及び手法 |
|-----|------------|--|---|--|
| | | <p>【地先道路築造】</p> <p>< 築造工事 ></p> <p style="padding-left: 20px;">延長 約396m 面積 約3,121m²</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 祖師ヶ谷大蔵駅駅前広場整備 <p>< 仮整備 ></p> <p style="padding-left: 20px;">面積 約1,065m²</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東鉄9付5号線 ・ 南烏山1 - 2先 ・ 大蔵区画道路 3 号線 ・ 西部地域地区計画 ・ 東鉄9付4号線 ・ 茶沢通り拡幅 外 <p>< 測量、設計等 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東鉄9付4号線 ・ 三太通り ・ 大蔵区画道路 外 | <p>千円</p> <p>320,739</p> <p>（繰越明許費</p> <p>154,800千円</p> <p>を含む）</p> | <p>「せたがや道づくりプラン」等に基づき、地域の特性に応じた整備手法によって、住民の理解と協力を得ながら、道路を効率的に整備する。</p> |

令和3年度主要事務事業

土木部

| 区分 | 事務事業名及び所管課 | 3年度事業(目標) | 3年度当初予算 | 事務事業の内容及び手法 |
|----|---|--|---|---|
| | <p>水防対策 (土木計画調整課) (工事第一課) (工事第二課)</p> <p>歩きやすい道路環境の整備 (工事第一課) (工事第二課)</p> | <p>【水防対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土のう備蓄数の強化 ・土のうステーションの増設 70基(令和3年度当初) 80基 外 <p>【歩道整備】 < 築造工事 ></p> <p style="padding-left: 20px;">延長 約455m 面積 約4,898m²</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区役所南 (世田谷3-20~14先) ・世田谷観音通り その2 (下馬4-10~5先) ・等々力通り (上野毛1-17~中町2-33先) 外 <p>< 測量、設計等 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・区役所南 (世田谷4-18~14先) ・世田谷観音通り その2 (下馬3-38~4-8先) 外 | <p>千円</p> <p>24,853 (繰越明許費 3,113千円含 む)</p> <p>242,236 (繰越明許費 236,076千円 を含む)</p> | <p>令和元年台風第19号に伴う浸水被害を念頭に、土のう備蓄数の増強、土のうステーションの増設等を行っていく。</p> <p>だれもが安心して歩ける歩行者空間を確保するため、歩車道の分離を進め、安全で快適な歩道の整備(新設・改良)を推進する。</p> |

令和3年度主要事務事業

土木部

| 区分 | 事務事業名及び所管課 | 3年度事業（目標） | 3年度当初予算 | 事務事業の内容及び手法 |
|----|---|--|---------------|--|
| | 自然の恵みを活かして小さなエネルギーで暮らす豊かなまちの実現 エコ区役所の実現と環境に配慮した公共施設整備 （工事第一課） | 【街路灯LED化】 ・240灯（大型水銀灯） ・856灯（蛍光灯） | 千円 164,637 | 街路灯による消費電力の削減を図るため、耐用年数を迎えた大型水銀灯、蛍光灯の灯具更新にあわせて、LED化を進める。 |

令和3年度主要事務事業

土木部

| 区分 | 事務事業名及び所管課 | 3年度事業（目標） | 3年度当初予算 | 事務事業の内容及び手法 |
|----|---|--|--|--|
| | 基本計画分野別政策に基づく取組み *無電柱化の推進 （土木計画調整課） （工事第一課） （工事第二課） | 【無電柱化整備】 <整備工事> ・下北沢駅前広場（世区街10号線） <支障埋設物移設> ・千歳通り ・主122号線（六所神社前通り期） <事業委託による整備> ・祖師ヶ谷大蔵駅駅前広場 ・補助217号線 <事業委託による設計> ・世田谷区役所通り ・鞍橋通り <測量、設計等> ・千歳通り | 千円 282,443 （繰越明許費 127,692千円 を含む） | 「世田谷区無電柱化整備5ヵ年計画（令和元年度～令和5年度）」に基づき、電線共同溝の整備による無電柱化を推進する。 |

令和3年度主要事務事業

土木部

| 区分 | 事務事業名及び所管課 | 3年度事業(目標) | 3年度当初予算 千円 | 事務事業の内容及び手法 |
|----|-------------------------------------|---|----------------------|--|
| | * 連続立体交差事業等による安全安心の拠点づくり (工事第一課) | <p>【上部利用計画等施設整備】</p> <p><駅前広場整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・下北沢駅前広場(世区街10号線)(仮整備、無電柱化) <p><測量、設計等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・下北沢駅前広場(世区街10号線)(仮整備) <p>【京王線関連】</p> <p><側道築造工事></p> <p style="padding-left: 40px;">延長 約 330m 面積 約 500m²</p> <ul style="list-style-type: none"> ・付替道路F(松原2) 外 <p><測量、設計等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・付替道路F(松原2) 外 | (道路・交通 計画部から執行委任) | <p>小田急線上部利用計画区域内において、駅前広場、上部通路等の公共施設を一体的に整備する。また、小田急線の連続立体交差事業により、交差道路を整備する。</p> <p>京王線の連続立体交差事業に伴い、側道を整備する。</p> |

令和3年度主要事務事業

土木部

| 区分 | 事務事業名及び所管課 | 3年度事業（目標） | 3年度当初予算 千円 | 事務事業の内容及び手法 |
|----|---|---|--|---|
| | 公共施設等総合管理計画に基づく取組み * 舗装更新計画に基づく取組み （工事第一課） （工事第二課） | 【路面改良】 < 路面改良工事（暫分解除く） > 面積 約27,822m ² ・ 桜丘3-19～22先 ・ 上馬4-39～35先 ・ 用賀4-6～玉川台2-29先 ・ 砧6-10～8先 ・ 上野毛3-5～上野毛2-7先 ・ 深沢8-1～深沢6-19先 ・ 等々力8-6～等々力3-33先 外 < 路面改良工事（暫分解消） > 面積 約6,040m ² ・ 桜上水5-27～28先 外 < 測量、設計等 > ・ 上馬5-16～2-41先 ・ 等々力5-22～31先 外 | 1,139,515 （繰越明許費 896,166千円 を含む） | 区道の舗装について、長寿命化によるライフサイクルコストの縮減、予防保全型管理への転換などに取組み、計画的かつ効率的な維持更新を進める。 |

